

15	14	13	二 認 知	12	11	10	9	8	7
右	認 知 届			右 （母につき新戸籍を 編製する場合） 同				嫡出でない子の出生届	
同	父の本籍地			非本籍地				非本籍地	本籍地
父母の戸籍	母の戸籍	父の戸籍		母の 従前の戸籍	母の新戸籍			右 同	母の戸籍
身分事項欄の	子の身分事項欄の	父の身分事項欄の		母の身分事項欄の	子の身分事項欄の	母の身分事項欄の	戸籍事項欄	右 同	右 同
令和八年参月五日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子 同籍広造を認知届出 ^印	令和四年参月八日京都市北区小山初音町十八番地甲野幸 雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区长から通知 ^印	令和四年参月八日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同 籍広造を認知届出 ^印		令和六年拾月式日子の出生届出同月拾日京都市北区長から 通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除 籍 ^印	令和六年拾月式拾八日京都市北区で出生同年拾月式日母 届出同月拾日同区长から通知入籍 ^印	子の出生届出令和六年拾月拾日東京都千代田区平河町一丁 目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和六年拾月拾日編製 ^印	令和五年参月式拾日千葉市中央区で出生同年参月式日同居 者丙原正作届出同月五日同区长から通知入籍 ^印	令和五年参月式拾日京都市北区で出生同年参月式日母届出 入籍 ^印

23	22	21	20	19	三 養 子 縁 組	18	17	16
夫婦が十五歳未満の者を養子とする縁組届		夫婦が十五歳以上の未成年者を養子とする縁組届				裁判による認知届	(子が嫡出子の身分)を取得する場合	
右		養親の本籍地				子の本籍地		右
養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍			母の戸籍	父の戸籍	子の戸籍
養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄	右 同	養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄		子の身分事項欄	父の身分事項欄	子の身分事項欄
令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届(代諾者親権者父母東京千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍)印		令和五年六月拾日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組届出印			令和四年三月拾四日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月式拾壹日同区长から通知)印		令和四年三月拾四日京都市北区平河町一丁目四番地甲野義太郎認知届出同月七日同区长から通知父母との続柄訂正)印	
令和四年三月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍)印		令和四年三月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍)印			令和四年三月拾四日東京千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出)印			

32	31	30	29	28	27	26	25	24
		配偶者を有しない者が 養子をする縁組届 (養親につき新戸籍 を編製する場合)			夫婦の一方が他方の 同意を得て養子をする 縁組届			
		右 同			右 同			
	養親の戸籍	従前の戸籍	新養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍	養子の縁組前の戸籍	
戸籍事項欄	特別養子の身分事項欄	右 同	養親の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	養子の身分事項欄	養親の身分事項欄	右 同
令和拾参年参月式拾六日編製(印) 令和拾参年参月式拾六日消除(印)		令和拾参年参月拾五日民法八百十七条の二による裁判確定同 月式拾日父母届出京都市北区小山初音町十八番地甲野英助戸籍 から入籍(印)	令和式年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍(印)	令和式年九月九日編製(印)	令和拾式年壹月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出同月式 拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野 義太郎戸籍に入籍につき除籍(印)	令和拾式年壹月拾八日乙川英助を養子とする縁組届出(印) 北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍(印)	令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届 出(代諾者親権者父母)東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野 義太郎戸籍に入籍につき除籍(印)	

40	39	38	37	36	35	四 養 子 離 縁	34	33
右 養子の復籍すべき 戸籍が既に除かれ ている場合又は養 子が新戸籍編製の 申出をした場合 同			十五歳以上の養子が養 親と同一の戸籍にある 場合の協議離縁届				夫婦が戸籍を異にする 者を特別養子とした 縁組届	右 同
本養 籍親 地の			非本籍地				特別養子の 新戸籍	特別養子の 身分事項欄
養親の戸籍	新養 子の 籍の		養親の戸籍	養子の縁組 前の戸籍	養子の縁組 前の戸籍		特別養子の 従前の戸籍	特別養子の 身分事項欄
右 同	養 子の 身分事項欄	戸籍事項欄	養 子の 身分事項欄	養父母の各 身分事項欄	養 子の 身分事項欄		右 同	特別養子の 身分事項欄
令和五年式月式日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市北区 小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍印	令和五年式月式日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東 京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍印	令和五年式月五日編製印	令和四年式月式日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同年式月式日京都市北区長から通知大阪府北区西天満二丁目 六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍印	令和四年式月式日妻(夫)とともに養子英助と協議離縁届 出同年式月式日京都市北区長から通知	令和四年式月式日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同月参拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁 目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印		令和拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月式 拾日養父母届出同月式拾六日東京都千代田区長から通知京都市 北区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍印	令和拾参年参月拾五日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子とな る縁組の裁判確定同月式拾日父母届出同月式拾六日東京都千代 田区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍か ら入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入 籍につき除籍印

48	47	46	45	44	43	42	41
裁判による離縁届		養子死亡後の離縁届	養親死亡後の離縁届			協議離縁の養子の届	
右 同		本養親の 籍地の	本離縁後の 籍地の			右 同	
	養子の縁組 前の戸籍	右 同	養親の戸籍	養子の縁組 前の戸籍		養親の戸籍	養子の縁組 前の戸籍
養父母の各 身分事項欄	養子の 身分事項欄	養父母の各 身分事項欄	右 同	右 同	養子の 身分事項欄	養親の 身分事項欄	右 同
令和参年八月式拾七日妻(夫)とともに養子英助と離縁の裁判 確定同年九月壹日届出 ^印	令和参年八月式拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判 確定同年九月壹日養父母届出同月参日東京都千代田区长から通 知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	^印 令和拾壹年七月拾五日妻(夫)とともに養子亡英助と離縁届出	令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 同月拾八日大阪市北区長から通知同区老松町二丁目六番地乙川 孝助戸籍に入籍につき除籍 ^印	令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 横浜市中区昭和町十八番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 者となるべき父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助 戸籍に入籍につき除籍 ^印	令和参年六月参日養子英助と協議離縁届出 ^印	令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 者となるべき父母)同月五日京都市北区長から通知同区小山初音 町二十番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印

57	56	55	54	53	52	51	50	49
<p>右 離縁により新戸籍が編製されている者から届出があつた場合において、他に在籍者がないとき</p> <p>同</p>		<p>右 離縁により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合</p> <p>同</p>		<p>離縁の際の氏を称する届 離縁の届出と同時に養子から届出があり新戸籍を編製する場合</p>		<p>養親の戸籍</p>		
右		本籍地		右				
同				同				
氏を称した者の戸籍		従前の戸籍	新戸籍	養親の戸籍	養子の戸籍	養親の戸籍		
氏を称した者の身分事項欄	戸籍事項欄	右	氏を称した者の身分事項欄	右	養子の身分事項欄	戸籍事項欄	養子の身分事項欄	
令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出 ^印	更 ^印 令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出により氏変	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍 ^印	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地乙野忠治戸籍から入籍 ^印	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出 ^印 令和拾参年八月拾参日編製 ^印	令和拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出 ^印 同日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍 ^印	令和拾参年七月拾参日戸籍法七十三条の二の届出 ^印 令和拾参年七月拾七日編製 ^印	令和拾参年八月式拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判確定同年九月壱日養父母届出大阪府北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍 ^印	

67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	五 婚 姻
右 不受理の処分をした婚姻届について 同		右 婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合 同			夫の氏を称する 届					
右 同		右 同			夫 籍 地 の					
夫の戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の婚姻前の戸籍	新夫婦の戸籍			
妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	右 同	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	戸籍事項欄	
令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載 [㊦]		令和六年七月拾九日乙野梅子と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載 [㊦]	令和六年参月壹日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍 [㊦]		令和六年参月壹日乙野梅子と婚姻届出 [㊦]	令和四年壹月拾日甲野義太郎と婚姻届出同月拾貳日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍 [㊦]	令和四年壹月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍 [㊦]	令和四年壹月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍 [㊦]	令和四年壹月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍 [㊦]	令和四年壹月拾日編製 [㊦]

75	74	73	72	71	70	69	68
日 本 人 女 と 外 国 人 男 と 婚 姻 届			妻 の 氏 を 称 す る 婚 姻 届			受 理 を 命 ず る 裁 判 が あ っ た 場 合	
本 籍 地			非 本 籍 地				
日 本 人 た る 妻 の 婚 姻 前 の 戸 籍	日 本 人 た る 妻 の 新 戸 籍		夫 の 婚 姻 前 の 戸 籍	妻 の 婚 姻 前 の 戸 籍	夫 婦 の 新 戸 籍		妻 の 婚 姻 前 の 戸 籍
右 同	妻 身 分 事 項 欄 の	戸 籍 事 項 欄	夫 身 分 事 項 欄 の	妻 身 分 事 項 欄 の	夫 身 分 事 項 欄 の	右 同	右 同
令 和 八 年 老 月 拾 七 日 国 籍 ア メ リ カ 合 衆 国 フ ァ ン デ ン ボ ッ シ ュ、 ウ ェ イ ン (西 暦 千 九 百 九 拾 六 年 老 日 生) と 婚 姻 届 出 東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 に 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令 和 八 年 老 月 拾 七 日 国 籍 ア メ リ カ 合 衆 国 フ ァ ン デ ン ボ ッ シ ュ、 ウ ェ イ ン (西 暦 千 九 百 九 拾 六 年 老 日 生) と 婚 姻 届 出 東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①	令 和 八 年 老 月 拾 七 日 編 製 ①	令 和 五 年 式 月 式 拾 日 乙 野 梅 子 と 婚 姻 届 出 同 月 式 拾 日 横 浜 市 中 区 長 村 通 知 京 都 市 北 区 小 山 初 音 町 二 十 番 地 に 妻 の 氏 の 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令 和 五 年 式 月 式 拾 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 式 拾 日 横 浜 市 中 区 長 村 通 知 京 都 市 北 区 小 山 初 音 町 二 十 番 地 に 妻 の 氏 の 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令 和 五 年 式 月 式 拾 日 乙 野 梅 子 と 婚 姻 届 出 同 月 式 拾 日 横 浜 市 中 区 長 村 通 知 東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 甲 野 義 太 郎 戸 籍 から 入 籍 ①	令 和 五 年 式 月 式 拾 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 式 拾 日 横 浜 市 中 区 長 村 通 知 京 都 市 北 区 小 山 初 音 町 十 八 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①	令 和 六 年 七 月 拾 九 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 年 八 月 拾 日 受 理 を 命 ず る 裁 判 確 定 同 月 拾 日 東 京 都 千 代 田 区 長 村 通 知 同 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 甲 野 義 太 郎 戸 籍 に 入 籍 に つ き 除 籍 ①

81	80	79	78	77	76
	右 (追完届による場合) 同	右 (子が父母と戸籍を 異にするとき) 同	父母の婚姻により子が 嫡出子の身分を取得す る場合の記載 (子が父母と同一の 戸籍にあるとき)	婚姻の証書の謄本又は 証明書の提出 外国にある日本人 男が外国人女と所 在国の方式に従っ て婚姻した場合で 婚姻前既に夫が戸 籍の筆頭に記載さ れているとき	右 婚姻前既に日本人 女が戸籍の筆頭に 記載されている場 合) 同
				在外公館	非本籍地
妻の婚姻 の戸籍	右 同	子の戸籍	父母の戸籍	日本人たる 夫の戸籍	日本人たる 妻の戸籍
妻の 身分事項 欄	右 同	右 同	嫡出子の身 分を取得し た子の身分 事項欄	夫の 身分事項 欄	右 同
令和八年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同 月拾八日請求同月拾日東京都千代田区長から通知同区平河町 一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①	令和八年五月拾日父母婚姻届出同月拾六日父母追完届出 同月参拾日東京都千代田区長から通知父母との続柄訂正①	令和八年五月拾日父母婚姻届出同月拾参日東京都千代田区 長から通知父母との続柄訂正①	令和八年五月拾日父母婚姻届出父母との続柄訂正①	令和九年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ベルナル、マリア (西暦式千老年老月老日生)と同国ニューヨーク州の方式により 婚姻同月式拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総領事 から送付①	令和八年五月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、 ウエイン(西暦千九百九拾六年老月老日生)と婚姻届出同月式拾 日横浜市中区長から通知①

90	89	88	87	86	85	84	六 離 婚	83	82
	<p style="text-align: right;">右</p> <p>妻の復籍すべき戸籍が既に除かれて いる場合又は妻が 新戸籍編製の申出 をした場合</p> <p style="text-align: right;">同</p>			<p>夫の氏を称する婚姻を した夫婦の協議離婚届</p>				婚姻取消の記載請求	
	<p style="text-align: right;">右</p> <p style="text-align: right;">同</p>			<p>夫 婦 の 地 の 本 籍</p>				/	
妻の婚姻 前の戸籍	夫婦の戸籍	妻の新戸籍		夫婦の戸籍	妻の婚姻 前の戸籍	夫の戸籍			
右 同	右 同	妻 身分事項欄 の	戸籍事項欄	妻 身分事項欄 の	夫 身分事項欄 の	妻 身分事項欄 の	夫 身分事項欄 の		
令和七年四月拾日夫甲野義太郎と離婚の裁判確定(調停成立、和解成立、請求認諾)同月拾四日届出同月拾日横浜市中区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和五年式月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍 ^印	令和五年式月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印		令和五年式月九日編製 ^印	令和四年老月参拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍 ^印	令和四年老月参拾日妻梅子と協議離婚届出 ^印	令和四年老月参拾日妻梅子と協議離婚届出 ^印	令和八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求 ^印	令和八年五月拾四日夫義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍 ^印

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
右 離婚により新戸籍が編製されている者が届出があつた場合において、他に在籍者がいないとき		右 離婚により復籍した者から届出がある場合			離婚の際の氏を称するに妻から届出があり新戸籍を編製する場合		離婚の際の氏を称するに妻から届出があり新戸籍を編製する場合		夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判(調停、和解、請求の認諾)による離婚届
右 同		本籍地			夫本籍地の		非本籍地		
氏を称した者の戸籍		従前の戸籍	新戸籍		夫婦の戸籍	妻の新戸籍		夫の戸籍	
氏を称した者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	氏を称した者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	妻身分事項欄	戸籍事項欄	妻身分事項欄	夫身分事項欄
令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出 ^印	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更 ^印	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍 ^印	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍 ^印	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出 ^印 令和参年八月七日編製 ^印	同日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍 ^印	同日戸籍法七十七条の二の届出京都市千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出 ^印 同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和参年七月四日夫義太郎と離婚の裁判確定(調停成立、和解成立、請求認諾)同月拾四日届出同月拾八日横浜市中区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍 ^印	令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成立、請求認諾)同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から通知 ^印

107	106	105	七 親権及び未成年者の後見	104	103	102	101
親権者変更届	裁判による親権者指定届	協議による親権者指定届		右 (子が父又は母と戸籍を異にする場合) 同	合 子が父又は母と同一の戸籍にある場合 裁判上の離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載	右 (子が父又は母と戸籍を異にする場合) 同	合 子が父又は母と同一の戸籍にある場合 協議離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載
本籍地	非本籍地	本籍地					
右 同	右 同	子の戸籍		子の戸籍	父又は母の戸籍	子の戸籍	父又は母の戸籍
右 同	右 同	子 身分事項欄の		右 同	右 同	右 同	子 身分事項欄の
届出⑩ 令和六年参月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾参日母	出同月拾参日横浜市中央区長から通知⑩ 令和五年式月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届	令和四年壹月拾貳日親権者を父と定める旨父母届出⑩		同月拾九日横浜市中区長から通知⑩ 令和七年四月拾日親権者を母と定められる同月拾四日母届出	令和七年四月拾日親権者を母と定められる⑩	参日東京都千代田区长から通知⑩ 令和四年壹月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年式月	令和四年壹月参拾日親権者を父と定める旨父母届出⑩

117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託	右 (その他の場合) 同	親権者の職務執行停止及び代行者選任(改任)の裁判失効による嘱託 親権者の指定、変更の裁判確定の場合	親権者の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託	親権(管理権)回復届	親権(管理権)辞任届	親権停止の審判取消届	親権(管理権)喪失の審判取消届	親権停止の審判確定による嘱託	親権(管理権)喪失の審判確定による嘱託
				右 同	右 同	右 同	本籍地		
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
令和六年七月七日親権者母の代行者を東京都千代田区永田町二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾貳日嘱託 ^印	令和六年参月拾壹日親権者母の職務執行停止の裁判失効同月拾六日嘱託 ^印	令和五年式月式拾日親権者を父と定める裁判(親権者を父に変更の裁判)確定により親権者母の職務執行停止の裁判失効同月式拾参日嘱託 ^印	令和五年拾月拾九日親権者母の職務執行停止及び代行者東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月式拾四日嘱託 ^印	令和拾年七月拾五日父親権(管理権)回復届出 ^印	令和九年六月拾参日父親権(管理権)辞任届出 ^印	令和式拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出 ^印	令和式拾五年九月参日父親権(管理権)喪失の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出 ^印	令和式拾四年六月壹日父親権停止(停止期間二年間)の審判確定同月四日嘱託 ^印	令和式拾四年六月壹日父親権(管理権)喪失の審判確定同月四日嘱託 ^印

123	122	121	120	119	118
未成年後見人（法人） 選任の裁判確定による 嘱託 （管理権喪失、行方 不明、長期不在等 の場合）	未成年後見人（法人を 除く。）選任の裁判確定 による嘱託 （管理権喪失、行方 不明、長期不在等 の場合）	未成年後見人（法人） 選任の裁判確定による 嘱託 （親権喪失、親権停 止の場合）	未成年後見人（法人を 除く。）選任の裁判確定 による嘱託 （親権喪失、親権停 止の場合）	未成年者の後見開始届 （未成年後見人が法 人である場合）	未成年者の後見開始届 （未成年後見人が法 人である場合を除 く。）
				右 同	非 本 籍 地
右 同	右 同	右 同	戸見 未成年被後 人 人の 籍 の	右 同	戸 未成年者の 籍 の
右 同	右 同	右 同	身見 未成年被後 分 人の 事 項 欄 の	右 同	身 未成年者の 分 事 項 欄 の
令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に就職同月式拾参日届出同月式拾五日千葉市中央区長から通知㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月式拾参日届出同月式拾五日同区長から通知㊦

131	130	129	128	127	126	125	124
未成年後見人解任の裁判確定による嘱託	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め取消の裁判確定による嘱託
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同
令和式拾四年拾壹月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託 [㊦]	令和式拾四年八月式拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月式拾七日嘱託 [㊦]	令和式拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定め取消の裁判確定同月七日嘱託 [㊦]	令和式拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定め取消の裁判確定同月七日嘱託 [㊦]	令和式拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に限定する定め取消の裁判確定同月七日嘱託 [㊦]	令和式拾六年九月式拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定め取消の裁判確定同月式拾九日嘱託 [㊦]	令和式拾六年九月式拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定め取消の裁判確定同月式拾九日嘱託 [㊦]	令和式拾六年九月式拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に限定する定め取消の裁判確定同月式拾九日嘱託 [㊦]

140	139	138	八 死亡及び失踪	137	136	135	134	133	132	
右 全員除籍により戸籍を消除する場合 同		死亡届		未成年後見監督人(法人)選任の裁判確定による嘱託	未成年後見監督人(法人を除く。)選任の裁判確定による嘱託	未成年後見監督人(法人)就職届	未成年後見監督人(法人を除く。)就職届	終了後見届	未成年者の後見届	未成年後見人地位喪失届 (死亡の場合)
非本籍地		本籍地				右 同	右 同	右 同	右 同	本籍地
右 同		死亡者の籍		右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
死亡者の身分事項欄	戸籍事項欄	死亡者の身分事項欄		右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
令和五年三月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者 丙原正作届出同月拾日同区长から通知除籍 [㊟]		令和四年三月九日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月 拾壹日親族甲野義太郎届出除籍 [㊟]		令和式拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月式拾 託 [㊟]	令和式拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地 甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に選任の裁判確定同月式拾 日嘱託 [㊟]	令和式拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会 福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壹日届出 [㊟]	令和拾六年三月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川 芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壹日届出 [㊟]	令和拾四年三月壹日成年に達したため未成年者の後見終了 同月九日届出 [㊟]	令和式拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見 人乙原高助同月拾五日地位喪失届出 [㊟]	

150	149	148	147	146	九 生存配偶者の復氏	145	144	143	142	141
右 復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれていた場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合			生存配偶者の復氏届			失踪宣告の取消により婚姻消事項を消する場合の記載	失踪宣告取消届	配偶者の失踪による婚姻消に関する記載	失踪宣告届	配偶者の死亡による婚姻消に関する記載
右 同			復氏後の本籍地			/	本籍地	/	本籍地	/
戸婚姻後の籍	新戸籍		戸婚姻後の籍	戸婚姻前の籍		右 同	右 同	右 同	戸失踪者の籍	右 同
右 同	復氏者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	復氏者の身分事項欄		身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄
令和五年式月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍印	令和五年式月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印		令和五年式月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍印	令和六年壹月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印	令和拾貳年九月式拾六日夫失踪の記載消除印	令和拾貳年九月式拾壹日失踪宣告取消の裁判確定同月式拾六日妻届出失踪の記載消除印	令和四年参月拾日夫死亡とみなされる印	令和四年参月拾日死亡とみなされる令和六年八月五日失踪宣告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍印	令和四年七月六日夫死亡印	

156	155	154	一 二 入 籍	153	152	一 一 推定相続人の廃除	151	一 〇 姻族関係の終了
	入籍届	父母の氏を称する届		推定相続人廃除取消届	推定相続人廃除届		姻族関係終了届 （夫が亡妻と同一戸籍にある場合）	
		本籍地		右 同	廃除された者の本籍地		本籍地	
	子の従前の戸籍	父母の戸籍		右 同	廃除された者の戸籍		生存配偶者の戸籍	
戸籍事項欄	右 同	子の身分事項欄		右 同	廃除された者の身分事項欄		生存配偶者の身分事項欄	
令和拾参年四月拾弐日編製 ^印	令和拾参年拾月壹日父母の氏を称する入籍届出京都市北区小山初音町十八番地乙野義太郎戸籍につき除籍 ^印	令和拾参年拾月壹日父母の氏を称する入籍届出同月五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判確定同月拾五日父届出 ^印	令和四年九月拾四日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月拾五日父届出 ^印	令和五年壹月七日亡妻梅子の親族との姻族関係終了届出 ^印			

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157
			父の氏を称する入籍届 父につき新戸籍を 編製する場合					右 配偶者とともに届 出があった場合	同
			入籍後の 本籍地					右	同
子の復籍 すべき戸籍	子の従前の 戸籍	父の従前の 戸籍	父の新戸籍			子の従前の 戸籍		子の新戸籍	
右 同	子 身分事項欄 の	父 身分事項欄 の	子 身分事項欄 の	父 身分事項欄 の	戸籍事項欄	子 の配偶者 (妻)の 身分事項欄	筆頭者であ る子(夫)の 身分事項欄	子 の配偶者 (妻)の 身分事項欄	筆頭者とな る子(夫)の 身分事項欄
令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 ^印	令和五年参月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日 東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍に入籍につき除籍 ^印	令和五年参月四日子の入籍届出東京都千代田区平河町一丁目 四番地に新戸籍編製につき除籍 ^印	令和五年参月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市北 区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍 ^印	子の入籍届出令和五年参月四日東京都千代田区平河町一丁目 四番地甲野幸雄戸籍から入籍 ^印	令和五年参月四日編製 ^印	令和拾参年四月六日夫とともに除籍 ^印	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出京 都市北区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除 籍 ^印	令和拾参年四月拾弐日夫とともに入籍 ^印	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出同 月拾弐日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲 野義太郎戸籍から入籍 ^印

176	175	174	一四 国籍の得喪	173	172	171	一三分 籍	170	169	168	167
帰化届	父の戸籍に入籍する 場合	国籍取得届		分籍届				右 復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合	同	従前の氏に復する 籍届	
帰化後の 本籍地	本籍地	本籍地		本籍地				右 同	復氏後の 本籍地		
新戸籍	父の戸籍	父の戸籍		従前の戸籍	新戸籍			子の従前の戸籍	子の新戸籍	子の従前の戸籍	
身分事項欄 帰化者の 戸籍事項欄	国籍取得 者の 身分事項欄	国籍取得 者の 身分事項欄		右 同	分籍者の 身分事項欄	戸籍事項欄		右 同	子の 身分事項欄	戸籍事項欄	右 同
令和九年参月四日帰化同月九日届出入籍(帰化の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナル、マリア)	令和九年参月九日編製	令和九年参月拾五日国籍取得同月拾四日親権者父母届出入籍(取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナル、マリア)	令和四年老月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍	令和四年老月拾九日編製		令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	令和七年四月九日編製	令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出同月九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍に入籍につき除籍			

184	一五 氏名の変更	183	182	181	180	179	178	177
戸籍法百七条一項による氏の変更届		外国国籍喪失届	右 国籍法十六條二項 による場合 同	右 国籍法十五條三項 による場合 同	右 国籍を離脱した場合 同	国籍喪失報告 外国の国籍を選択 した場合	国籍選択届	国籍喪失届 自己の志望によつて 外国の国籍を取 得した場合
本籍地		非本籍地					右 同	本籍地
氏を変更する者の戸籍		外国国籍喪失者の戸籍	右 同	右 同	右 同	戸籍喪失者の戸籍	選択者の戸籍	喪失者の戸籍
戸籍事項欄		外国国籍喪失者の身分事項欄	右 同	右 同	右 同	喪失者の身分事項欄	選択者の身分事項欄	喪失者の身分事項欄
令和九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出 [㊦]		令和拾壹年五月六日アメリカ合衆国の国籍喪失同月参拾日届出同年六月八日東京都千代田区長から通知 [㊦]	令和拾五年八月参日国籍喪失の宣告を受けたため国籍喪失同月七日法務省民事局長報告除籍 [㊦]	令和拾五年八月参日国籍選択の催告を受けて選択をしなかつたため国籍喪失同年拾月七日大阪法務局長報告除籍 [㊦]	令和拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍を有し日本国籍を離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍 [㊦]	令和拾五年八月参日ブラジルの国籍を選択したため国籍喪失同年九月壹日在サンパウロ総領事報告除籍 [㊦]	令和拾七年五月拾五日国籍選択の宣言届出 [㊦]	令和八年五月七日アメリカ合衆国の国籍を取得したため国籍喪失同月式拾七日叔父乙山一郎届出除籍 [㊦]

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185
戸籍法百七条による 四項の変更届 氏の項			戸籍法百七条による 三項の変更届 氏が氏を変更する 者が同一の戸籍に ある場合			右 氏が氏を変更する 者が同一の戸籍に ある場合			戸籍法百七条二項によ る氏の変更届	
右 同			右 同			非 本 籍 地			右 同	
氏を 変更 する 者の 戸籍 の 変更		新 戸 籍	氏を 変更 する 者の 戸籍 の 変更		新 戸 籍	氏を 変更 する 者の 戸籍 の 変更		新 戸 籍	右 同	
右 同		身 分 事 項 欄 の 氏 を 変 更 す る 者 の 戸 籍 事 項 欄	右 同		身 分 事 項 欄 の 氏 を 変 更 す る 者 の 戸 籍 事 項 欄	右 同		身 分 事 項 欄 の 氏 を 変 更 す る 者 の 戸 籍 事 項 欄	右 同	
令和九年拾月五日さ いたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地 に「フアンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍①		乙野梅子戸籍から入籍① 令和九年拾月五日さ いたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地 に「フアンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍①	令和九年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京 都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙 野」の氏の新戸籍編製につき除籍①		デンボッシュ梅子戸籍から入籍① 令和九年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京 都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「フ アンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍①	令和九年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月五日東 京都市中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に 「フアンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍①		梅子戸籍から入籍① 令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東 京都市中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野 梅子戸籍から入籍①	令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出①	

一八 戸籍の訂正	201	200	一七 就 籍	199	198	197	一六 転 籍	196	
	就籍届			右 同一市町村内で転籍する場合	転籍 一の市町村から他の市町村に転籍する場合				名の変更届
	就籍地			本籍地	転籍地				本籍地
	新戸籍			戸転籍者の籍	戸転籍前の籍	戸転籍後の籍			名を変更する者の戸籍
	就籍者の身分事項欄	戸籍事項欄		右 同	右 同	戸籍事項欄			名を変更する者の身分事項欄
届出 令和式拾四年六月式拾日就籍許可の裁判確定同月式拾八日		届出 令和式拾四年六月式拾八日編製	届出 令和五年式月六日西神田二丁目十番地に転籍届出		届出 令和四年壹月式拾日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出		届出 令和五年式月拾六日名の変更届出		

209	208	207	206	205	204	203	202
養子縁組無効の裁判による訂正申請		親子関係不存在確認の裁判による訂正申請		父を定める裁判による訂正申請		嫡出子否認の裁判による訂正申請	出生の日の訂正申請
養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍		子の戸籍	子の従前の戸籍	父の戸籍	子の戸籍
養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄	養子の従前の身分事項欄	右 同	右 同	右 同	子の身分事項欄	訂正すべき記載のある者の戸籍
令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請消除 [㊟]		令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請同月拾壱日東京都千代田区長から通知縁組の記載消除 [㊟]		令和六年七月七日丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認の裁判確定同月拾六日甲野義太郎申請消除 [㊟]		令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請同月拾八日千葉市中央区長から通知同市中央区千葉港五番地丙山信雄戸籍に入籍につき除籍 [㊟]	
令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 [㊟]		令和八年五月式日嫡出子否認の裁判確定同月七日甲野義太郎申請父の記載消除父母との続柄訂正 [㊟]		令和四年杓月参拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年式月拾七日父申請出生の日訂正 [㊟]			

218	217	216	215	214	213	212	211	210
性別の取扱いの変更の 裁判確定による嘱託			複本籍につき訂正申請 をする者がいないため にする職権訂正	婚姻無効の裁判による 訂正申請				
性別の取扱いの変更の 裁判を受けた者の従前 の戸籍			性別の取扱いの変更の 裁判を受けた者の新戸 籍	夫婦の戸籍		妻の婚姻 前の戸籍	夫の婚姻 前の戸籍	
変更の裁判 を受けた者の 身分事項 欄			戸籍事項欄	複本籍者の 身分事項欄	妻の 身分事項欄	夫の 身分事項欄	戸籍事項欄	妻の従前の 身分事項欄
令和式拾四年八月式拾日平成拾五年法律第百十一号三条によ る裁判確定同月式拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番 地に新戸籍編製につき除籍 ^印			令和式拾四年八月式拾参日編製 ^印	千葉県中央区千葉港五番地甲野義太郎同籍英助の複本籍につ き令和四年拾壹月九日許可同月拾日消除 ^印	令和五年拾月拾壹日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日夫申請消除 ^印	令和五年拾月拾壹日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日申請消除 ^印	令和五年拾月式拾日消除 ^印	令和五年拾月拾壹日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日夫申請婚姻の記載消除 ^印